

「遺言執行者」に係る民法の改正について

遺言書を作成する際に多くの場合「遺言執行者」を指定します。この「遺言執行者」の役割につき旧法においては一般的・抽象的な規定はありましたが、必ずしも明確な規定ではなく判例により運用されてきました。また近年、遺言書の作成が増加しているということもことから、今回の改正により遺言執行者の具体的な権限について明確化されましたのでご紹介します。

1. 遺言内容の通知

旧法より相続人は遺言執行者に対して財産目録の作成や交付を受けることができることとなっていました。条文中、遺言書の内容を知ることができる手段がありませんでした。そこで新法では遺言執行者が任務を開始した時は、その遺言執行者は遅滞なく遺言の内容を相続人に対して通知しなければならないこととなりました。

2. 遺言執行者の権利義務

旧法では「遺言執行者は相続人の代理人とみなす」とされていたため、遺言執行者の立ち位置が明確でなく、遺言者と相続人の間で利害が対立する場合にどのような立場で対応すればよいのか明確ではありませんでした。新法においては「遺言執行者は遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」とされました。遺言の内容を実現することを職務とするため、改正後は遺言者の意思を忠実に職務の遂行にあたることとなります。例えば遺言を執行することにより相続人の遺留分を侵害することが明確であった場合においても、遺言の内容の実現に向けて手続を行うこととなります。

3. 特定財産承継遺言における遺言の執行

(1) 「特定財産承継遺言」とは

新法において新たに定義されたものに「特定財産承継遺言」があります。「特定財産承継遺言」とは「遺産の分割の方法の指定して遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる遺言」のことをいい、以前は一般的に「相続させる旨の遺言」と言われていました。

下記のとおり同じ財産を遺す趣旨であったとしても遺言書における記載方法の違いにより取扱いが大きく異なります。

(例1) 子Aに土地を遺贈する ⇒ 特定遺贈

(例2) 子Aに土地を相続させる ⇒ 相続させる旨の遺言(特定財産承継遺言)

(2) 「特定遺贈」における取扱いの変更点

遺贈においては、旧法より受遺者に対し遺贈の義務を負う者(遺贈義務者)は相続人として定められており、この点については新法においても変更はありませんが、問題点として遺言執行者が指定されている場合の「遺言執行者」と「遺贈義務者」の関係性が必ずしも明確になっていませんでした。そこで今回の改正により特定遺贈された場合には第一義的には相続人が遺贈義務者となりますが、「遺言執行者があるときは、遺言の履行は遺言執行者のみがすることができる」こととなりました。実務的には当該内容と同様の取扱いとして運用されてきましたが、今回の改正により明確化されたこととなります。

(3) 「相続させる旨の遺言(特定財産承継遺言)」における取扱いの変更

(改正前)

改正前において「相続させる旨の遺言」は判例により原則として遺贈ではなく、「遺産分割方法の指定であり被相続人の死亡時に直ちにその特定の遺産が特定の相続人に相続を原因として承継される」として取り扱われてきました。つまり自動的に権利義務を承継する「相続」の場合、相続人が単独で登記申請を行うことができることから遺言執行者は登記手続きに何の権利も義務も有しないこととなり、遺言執行者が遺言に従って登記申請を行うことはできませんでした。

(改正後)

新法より「相続させる旨の遺言」を「特定財産承継遺言」と定義付けただけで、「特定財産承継遺言があったときは遺言執行者は対抗要件を備えるための必要な行為をすることができる」こととなりました。旧法においては登記がなくても第三者に対抗することが判例上可能とされてきましたが、新法においては登記がない場合には法定相続分を超える部分について第三者に対抗することができなくなりました。そのうえで遺言執行者に対して対抗要件を満たすための必要な行為(登記)をできるように改正されましたので、今後は「特定財産承継遺言」においても遺言執行者が登記申請をすることができることとなります。